

## 海外修学旅行促進事業実施要綱

### 1 目的

広島空港の利用促進を図るため、広島空港発着の国際定期便及びチャーター便を利用する海外修学旅行実施にあたり、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

### 2 助成対象者及び助成額

助 成 対 象	助 成 額 (団員 1 人あたり)	助 成 限 度 額 (1 団体あたり)
海外修学旅行を実施する県内外の中学・高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校及び特別支援学校中・高等部（以下「学校」という。）	2,000 円	100,000 円

### 3 事業計画書の提出

事業を実施する学校の校長は、別紙様式 1 による事業計画書に、必要な書類を添付し、事業実施日の 1 か月前の日までに広島県空港振興協議会会長（以下「協議会会長」という。）に提出するものとする。

### 4 交付決定

協議会会長は、提出された事業計画書を審査の上、適正と認められた場合は、速やかに助成金の交付を決定し、別紙様式 2 により通知するものとする。

### 5 事業計画の変更等

学校長は、事業の中止、変更等が生じた場合には、別紙様式 4 により速やかに協議会会長に報告すること。

### 6 実績報告書の提出

学校長は、事業完了日から 2 週間以内に、別紙様式 3 により実績報告書を協議会会長に提出するものとする。

### 7 助成金の額の確定及び支払

協議会会長は、実績報告を審査の上、適正と認められた場合は、助成金の額を確定し、速やかに助成金を支払うものとする。

## 8 助成の条件

- (1) 海外修学旅行の参加者数は10名以上とする。
- (2) この要項に基づく助成は、当該年度1回のみとする。翌年度以降は、渡航先が異なる場合のみ助成の対象とする。
- (3) 1校で複数の行先がある場合又は同じ行先で複数の団がある場合は、各団を合わせて助成限度額までの支援とする。
- (4) 当該年度の助成額の累計額が予算額に達した場合は、当該年度の事業は終了する。
- (5) やむを得ない理由で、往路又は復路について広島空港以外の空港を利用する場合は、半額助成とする。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月22日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。